

「指定居宅サービス」重要事項説明書
プチ希望館

社会福祉法人希望館

「地域密着型通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(高崎市指定 第1070202062号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「事業対象者」「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3. 事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・・・・・	2
4. 職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5. 当事業所が提供するサービスと料金表・・・・・・・・	3
6. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7. 個人情報の保護について・・・・・・・・・・・・・・	6
8. 事故発生時の対応について・・・・・・・・・・・・	6

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 希望館 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県高崎市江木町1093番地1 |
| (3) 電話番号 | 027-322-4985 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 松澤 斉 |
| (5) 設立年月 | 昭和27年 4月22日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型通所介護事業所・平成17年10月 1日 指定
群馬県 1070202062号

(2) 事業所の目的

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

- (3) 事業所の名称 プチ希望館
 (4) 事業所の所在地 群馬県高崎市日光町5番地24
 (5) 電話番号 027-370-5621
 (6) F A X 番号 027-370-5622
 (7) 管理者氏名 齋藤 桂子
 (8) 開設年月日 平成17年10月1日
 (9) 利用定員 10名

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 高崎市全域（旧倉渕村、旧箕郷町、旧群馬町、旧新町、旧榛名町、旧吉井町を除く）とする。
 (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土 ※臨時休業あり
受付時間	8：20～18：00
サービス提供時間	9：00～16：00

4. 職員の配置

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	兼任状況及び員数
1. 管理者	生活相談員兼介護職員 1名以上 管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 生活相談員	生活相談員兼介護職員 1名以上 生活相談員は利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。
3. 介護職員	専従介護職員 1名以上 介護職員は入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。
4. 機能訓練指導員	非常勤 1名以上 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

〈主な職員の勤務体制〉

職種	勤務体制
生活相談員、介護職員	勤務時間：8：00～18：00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- 1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- 2) 利用料金の全額をご契約に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（割合負担証の割合負担に応じる）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも一般浴槽を利用して入浴することができます。

②排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

③送迎

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

④その他自立への支援

- ・残存機能を最大限活用し、日常生活動作が維持・向上できるよう配慮します。

〈サービス利用料金（1回あたり）（契約書第6条参照）

別紙参照。（一番最後のページをご参照ください。）

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（上記サービス利用金額は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。また、介護保険割合負担により割合負担証の額に応じます。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に関する費用及び食材料費は、別途いただきます。（下記（2）

①参照）

☆介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた金額がご契約者負担となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用金額の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事提供に関する費用及び食材料費

ご契約者に提供する食事に係る費用です。

料金：1回あたり500円

②レクリエーション、屋外活動

ご契約者の希望によりレクリエーションや屋外活動に参加して頂くことができます。

利用料金：材料費代等実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は、無料にて行います。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただく事が適当であるものにかかる費用を負担頂きます。

⑤通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

利用料金： 1km 18円

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（１）（２）の料金・費用は、月末締めで計算し、翌月請求とさせていただきます。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事ができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料をいただくことはありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔生活相談員〕 齋藤 桂子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：00～18：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高崎市役所 介護保険担当課	所在地 群馬県高崎市高松町 3 5 - 1 電話番号 027-321-1111 F A X 027-327-6470 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会 介護保険推進課	所在地 群馬県前橋市元総社町 3 3 5 - 8 電話番号 027-290-1323 F A X 027-255-5077 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:30
県庁介護高齢課介護保険係	所在地 群馬県大手町 1 - 1 - 1 電話番号 027-226-2562 F A X 027-223-6725 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30

7. 個人情報保護について

別紙「個人情報の使用に関する同意書」に記載のとおり、知り得た情報については、利用目的以外に使用する事はいたしません。

8. 事故発生時の対応について

事故発生時には、あらかじめ届けられた緊急連絡先に連絡すると共に、かかりつけ医への連絡を取る等必要な措置を講じると共に、各行政関係機関への通告を行います。

9. 非常災害対策について

①当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います

災害対策に関する担当者（防火管理者） （職・氏名） 管理者・齋藤桂子

②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

③定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。

10. 高齢者虐待防止について

当施設は、ご利用者等の人権擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 （職・氏名） 管理者・齋藤桂子

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④職員に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修を実施しています。

⑤職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

⑥サービス提供中に、当施設の職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に

通報します

1 1. 身体拘束について

当事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 2. 衛生管理等

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

令和 年 月 日

指定通所介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

プチ希望館

説明者職名 管理者 氏名 齋藤 桂子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付・説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

本人（利用者）住所 氏名 印

代理人（家族）住所 氏名 印
続柄

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 事業所の概要

- （1）建物の構造 木造一般建築 地上2階
- （2）建物の延べ床面積 166.64㎡
- （3）事業所の周辺環境

JR分譲地内。スーパーや小中学校に近く便利。陽当たり良好。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

10名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

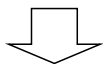
生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活相談員を配置しています。

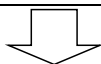
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

（1）ご契約者に関する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）

①当事業所の従事者には通所介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は通所介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③通所介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要性があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族と協議して、通所介護計画を変更いたします。

④通所介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認して頂きます。

（２）ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

①要介護認定を受けている場合



- 居宅介護支援事業者の紹介等に必要な支援を行います。
- 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付金額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービス提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます（償還払い）

要支援・要介護と認定された場合

自立と認定された場合

- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの料金は全額自己負担です。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

4. サービス提供における事業者の責務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師や看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者の生命、身体を保護するために緊急ややむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

。

⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)

また、別紙「個人情報の使用に関する同意書」に記載のとおり、知り得た情報については、利用目的意外に使用する事はいたしません。**(個人情報保護)**

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことはできません。

冷暖房器具・調理機器（コンロ・電子レンジ等）・テレビ・タンス・ベッド

※その他ここで示さないものについても協議の上持ち込みをご遠慮いただく事があります

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所所定の喫煙スペースをご利用ください。

6. 損害賠償について（契約書第11条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に反した場合も同様とします。ただし、その損害発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約満了の2日前までのに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービス利用する事ができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

①ご契約者が死亡した場合

②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合

- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書１６条、第１７条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約する事ができます。その場合には、契約を終了する日の７日前までに解約届出書をご提供ください。

ただし、以下の場合は、即時に契約を解約・解除する事ができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務及び個人情報保護に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等傷つけ、又は著しい不正行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第１８条参照）

以下の事項に関する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①事業者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了にともなう援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

８．提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	未実施
-------	-----

プチ希望館ご利用料金

プチ希望館の利用料金は以下のとおりとなります。

ご了承くださいますようお願い申し上げます。

利用料金（介護料金1割負担分/1日当たり/食事負担別）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3～4時間	428円	491円	555円	617円	681円
4～5時間	448円	515円	582円	646円	714円
5～6時間	675円	797円	921円	1041円	1165円
6～7時間	697円	823円	950円	1078円	1204円
7～8時間	774円	914円	1060円	1204円	1348円
8～9時間	758円	950円	1101円	1253円	1402円

※送迎減算…事業所が送迎を行わない場合、片道－50円となります。

別途サービス料金

入浴	41円
お食事代	（食材費＋調理費）500円

総合事業サービス（介護料金1割負担分/1日当たり/食事負担別）

要支援1（相当）	1847円
要支援2（相当）	3719円

サービス提供体制加算

	サービス提供体制加算Ⅰ
要支援1（相当）	91円/月
要支援2（相当）	181円/月
要介護1～5	23円/日

その他加算

	要支援1（相当）・要支援2（相当）・要介護1～5
処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の利用料金×9.2%
科学的介護推進体制加算	41円/月

				令和6年6月1日
				社会福祉法人希望館
				理事長 松澤 斉